

三重県教育施策大綱（中間案）

1 大綱策定の趣旨

（1）大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものです。

（2）大綱の期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までとします。

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

（人口減少・少子高齢化の進展と地方創生）

- 国や地方をあげて地方創生に取り組んでいますが、依然として人口減少に歯止めがかからず、人口減少・少子高齢化の進展に伴う市場の縮小などにより、従来の社会モデルが通用しない時代となっています。
- 三重県においては、人口の転出超過に占める15～29歳の若者の割合が高く、大学等進学時や就職時における若者の県内定着に向けた取組の一層の強化が求められています。

（人生100年時代の到来）

- 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。働きながら、また引退後に、社会や地域の課題解決のために活動する機会がより多くなると考えられます。生涯にわたっていつでも学び続けることができる機会や、その成果を社会や地域で生かすことができる環境の充実が求められています。

（成年年齢の引き下げ）

- 令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、早い段階から子どもたちが権利や義務に向き合い社会を担っていくという大きな環境の変化があることから、新しい時代の「大人」として生き抜いていく力を社会全体で育成していくことが求められています。

（SDGsの実現）

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標（SDGs）が、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されました。その中で「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育に関する目標とされており、誰もが自らの夢や希望を実現することができるよう、多様な学習ニーズに対応した学びの環境づくりが求められています。

（ダイバーシティ社会の実現）

- 異なる個性や能力を持つ一人ひとりを尊重し、多様性を受け入れることで、よい意味でお互いに影響し合い、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すというダイバーシティ&インクルージョンという新しい価値観、考え方が、経営戦略や新たな社会づくりにおいて注目されています。
- 三重県では、平成29（2017）年に全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定しており、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組をより一層進めていく必要があります。

（超スマート社会（Society5.0）の実現）

- 第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が進む中、我が国においては、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会（Society5.0）の実現をめざしています。
- 超スマート社会（Society5.0）は、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。こうした変化の激しい社会において、豊かで幸せに生きるためには、一人ひとりが生涯にわたって質の高い学びを重ねて成長し、他者と協働し新たな価値を生み出し輝き続けることができる環境を整える必要があります。

（グローバル化の進展）

- グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人々の社会生活の範囲が拡大しています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、人材獲得競争などグローバル競争が激化するとともに、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバル人材の育成が重要な課題となっています。

- また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加しており、平成 31 (2019) 年 4 月からは改正出入国管理及び難民認定法が施行され、日本での定住や進学を希望する外国人児童生徒の基礎的な学力の定着や進路の実現等に向けた的確な取組が求められています。

(雇用環境の変化)

- 我が国においては、長時間労働の是正のための措置等を講じ、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現するとともに、働きがいのある魅力的な職場づくりを目指す働き方改革を総合的に推進しています。また、働く意欲のある障がい者や女性、高齢者など、誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択することができ、自らの能力・スキルを発揮することで、いきいきと働き、活躍することができる環境づくりの必要性が一層高まっています。

(地域と家庭の状況変化)

- 地域の人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化により、子育てについての悩みや不安を抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった課題が指摘されており、地域全体で家庭を支える取組を一層進めていく必要があります。一方で、SNS、ボランティア活動、子ども食堂等を通じた新たな「つながり」が生まれています。

(子どもの貧困と教育格差)

- 家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や 4 年制大学への進学率には相関関係がみられるとの指摘があります。また、学歴等により生涯賃金にも差が見られ、今後も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があることから、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、関係機関と連携した切れ目のない支援を引き続き進めていく必要があります。
- 国においては、令和元（2019）年 10 月からすべての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するための幼児教育・保育の無償化が実施されており、また、令和 2（2020）年 4 月からは、経済的理由により修学に困難のある学生を対象とした高等教育の無償化が実施されます。

（子どもたちの安全確保）

- 学校では、いじめ問題をはじめとして、不登校、暴力行為、被虐待児童への対応等、児童・生徒の指導上の課題が山積しています。近年はその原因が複雑化・多様化しており、関係機関による連携した対応が求められています。
- 情報化の進展により、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。
- 登下校中の子どもたちが、運転者の不注意等による交通事故により突然命が奪われるといった痛ましい事態や、子どもたちが被害者となる犯罪などが生じています。また、近年頻発する台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震など、命や暮らしの安全・安心が脅かされており、これらの様々な事態に対し、社会全体で子どもたちを守っていくことが求められています。

（スポーツの振興）

- オール三重で取り組み大きな成功を収めることができた平成 30（2018）年の「全国高等学校総合体育大会」、令和元（2019）年に開催された「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会」に続き、令和 2（2020）年に、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」、令和 3（2021）年には「三重とこわか国体・三重とこわか大会」が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、三重県全体でスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。

（高等教育機関の振興）

- 国においては、大学進学・就職を契機とした若者の東京一極集中を是正するため、若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりを後押ししています。三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、地域との連携を推進し、国における大学改革の動向等もふまえ、学びの選択肢拡大につながる県内高等教育機関の振興に取り組んでいます。若者の県内定着を促進するため、より一層取組を進める必要があります。

（国の教育改革の動き）

- 社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が順次導入され、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保、高大接続改革、学校における働き方改革など国による様々な教育改革が進んでおり、三重県においても適切に対応していく必要があります。

3 三重の教育における基本方針

(教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです。(個人的意義)
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」としての大きな使命を担っています。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす活動です。(社会的意義)
- 経済社会活動のあらゆる分野において、知識・情報・技術が活動の基盤であり、「人」がその担い手となることをふまえれば、教育こそが新しい時代を牽引する「イノベーションの源泉」とならなければなりません。

(教育の重要性の一層の高まり)

- 今、人生100年時代やSociety5.0時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、一人ひとりの豊かな人生の実現のため、教育の重要性はますます高まっています。
- また、人口減少や高齢化の進展が社会的課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わることにより、地域社会を自立的に発展させていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。
- 折しも、国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会の実現に向け、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として社会的に認識されつつあります。

（見据える社会の姿と教育の役割）

- このような社会の大きな変化を受けとめ、新しい時代の三重の姿を展望するとき、そこには、一人ひとりが個性に応じて質の高い豊かな教育を受けることができ、互いの人格を尊重し支え合いつつ、身につけた力を生かしていつでも挑戦し、活躍できる社会という未来像があります。

- 新しく幕をあけた令和の時代、この元号にこめられた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いに心を寄せながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を、全力で推進することが肝要です。

（教育に取り組む基本方針）

- そこで、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；
 - （１）新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
 - （２）社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
 - （３）誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
 - （４）三重に根ざした教育の推進
 - （５）あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
 - （６）三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進
- を基本方針として、進めていきます。

(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

- 社会が大転換を迎えつつあり、将来予測がますます困難となる時代であるからこそ、変化を前向きに受け止め、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

- 特に、子どもたちに関しては、興味や関心を持って主体的・積極的に考え学ぶことや、「何を理解しているのか」だけではなく、「それをどのように使うのか」「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るのか」という視点を重視しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を一層推進するとともに、自己肯定感の涵養を図ります。

併せて、「教育の原点」である家庭教育と人間形成の基礎を担う幼児期における教育のさらなる充実を進め、就学後の確かな学びにつなげていきます。

- また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から権利や義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの役割と責任を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。

- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう寄り添うとともに、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

- Society5.0の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対して、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていきます。
- 少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、プログラミング教育を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 技術革新や社会・制度の変革等により、需要が見込まれる分野の専門家や人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、地域の未来を創る多様な人材の育成・確保に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍することのできる環境づくりを進めます。

(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

- 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。
一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが共通のスタートラインに立ち、質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。
- いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守ることのできる力を育成します。
その際、複雑化・多様化しつつある困難事案に対し、専門性を持った人材が互いに連絡し、問題解決にあたることのできる体制の構築を進めます。

(4) 三重に根ざした教育の推進

- 豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんの持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を推進します。
- 三重に根ざした教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

- 人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが個性と多様性を尊重し合い協働しながら、人生の様々な状況に応じていつでも学び、人生の可能性を広げ、輝き続けられる社会の実現が求められています。
そのため、地域課題解決のための学びや、人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育等、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。
- その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、学校、大学等と社会教育施設との連携を図るなど、誰もが居場所と役割を持ち、交流しながらつながり支え合う地域コミュニティの形成に資する教育活動を進めていきます。

(6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

- 人は誰しも、多様な人との関わりの中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割をもっていると言えます。

学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。

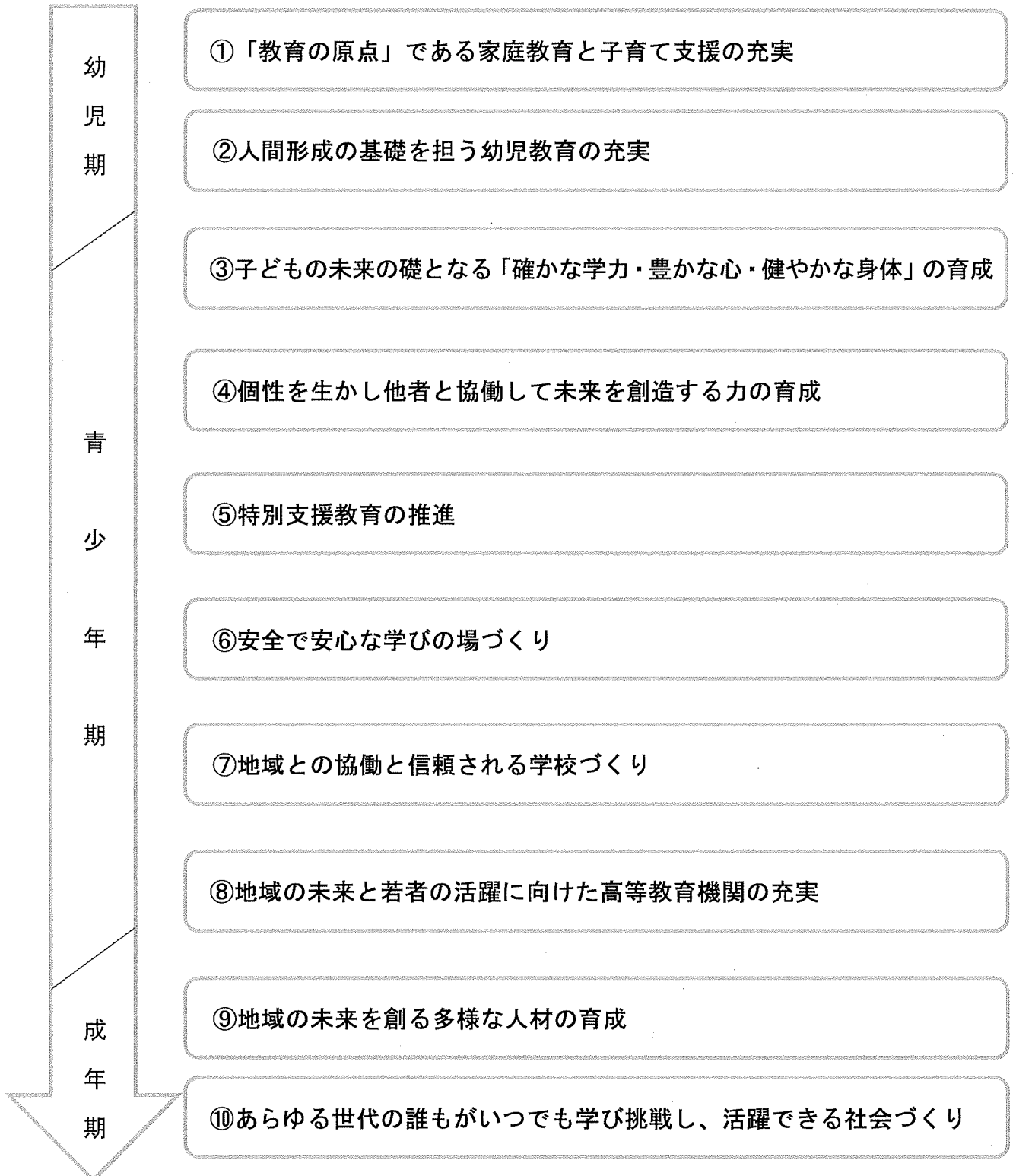
- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。

そこで、教育の当事者として結集したすべての者が、幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創^{*1}」を三重の教育の根幹として大切にしていきます。

^{*1} 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

4 教育施策

(教育施策の体系)



1 「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実

基本的な取組方向

子どもの基本的な生活習慣の形成、心身の調和のとれた発達等を担う「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、妊娠・出産・子育て家庭への支援を充実するとともに、すべての子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりを推進します。

また、就園・就学中の子どもを持つ家庭に対しては、学校等との連携の一層の推進を図り、家庭・学校・地域が教育効果を高め合うよう取組を推進します。

主な取組内容

- 1 みえ家庭教育応援プラン^{*2}に基づき、市町をはじめとして多様な主体と連携し、家庭や地域の実態に応じた家庭教育応援の取組を進めます。
- 2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもたちの基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を図ります。
- 3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。
- 4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることなどを考える場づくりを促進します。
- 5 産前産後を含む切れ目のない母子保健対策を各市町の実情に応じて進めるため、出産・育児の支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」により市町の体制整備を支援します。
- 6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を進めます。
- 7 子どもや子育て家庭の声を直接受け止める電話相談窓口を運用し、関係機関が連携して対応します。

^{*2} みえ家庭教育応援プラン：子どもの豊かな未来の実現に向けて、家庭の自主性を尊重しつつ、社会全体の「つながり」の中で家庭教育応援の取組を進めることを定めた計画。（平成 28（2016）年度策定）

- 8 妊娠期から小学生の子を持つ親同士の交流の場を設けるとともに、家庭教育応援、子育て応援にかかわる地域人材を養成します。
- 9 企業や子育て支援団体と連携して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- 10 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者とのかかわりの中で共に支え合うことで「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及を進めます。
- 11 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会^{*3}を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。
- 12 社会的養護^{*4}を必要とする子どもが、家庭的な環境で養育されるよう、里親委託の推進や児童養護施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。
- 13 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。
- 14 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカー^{*5}を効果的に活用し、福祉の関係機関等と連携した支援を行います。
- 15 小中学生が、家族の大切さや妊娠・出産など性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、思春期ライフプランウェブコンテンツの周知など、普及啓発に取り組みます。
- 16 障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障がい児のためのサービスの充実を図ります。
- 17 就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

^{*3} 要保護児童対策地域協議会：要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。

^{*4} 社会的養護：保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うこと。

^{*5} スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実

基本的な取組方向

子どもたちに、生涯にわたる人間形成の基礎を培えるよう、遊びや多様な体験活動等をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性などの育成に取り組みます。

主な取組内容

- 1 遊びや多様な体験活動をとおして、自立心や規範意識、生命を尊重する意識などの育成を図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活・読書習慣の確立に努めます。
- 3 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。(再掲)
- 4 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育の推進に要する経費の助成等を行うことにより経営の安定化を図り、もって幼児教育の充実を図ります。
- 5 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者とのかかわりの中で共に支え合うことで「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及を進めます。(再掲)
- 6 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及などを通じて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の円滑な接続がなされるよう取り組みます。
- 7 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。
- 8 知事部局と教育委員会が連携して研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を充実します。
- 9 幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を園(所)長等を対象に行います。

- 10 保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、キャリアアップ研修等を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。
- 11 障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障がい児のためのサービスの充実を図ります。(再掲)
- 12 就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。(再掲)

3 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本的な取組方向

子どもたちに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、子どもたちが自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけられるよう取り組みます。

主な取組内容

- 1 「みえの学力向上県民運動」を引き続き展開し、基本的な生活習慣・学習習慣の確立など、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力向上に取り組みます。
- 2 各学校で教育目標の実現に向け、教育課程を編成・実施・評価し、改善するとともに、地域の人材・施設等の活用を図るなど、「カリキュラム・マネジメント」を充実します。
- 3 主体的・対話的で深い学び^{*6}の視点から、子どもたちが、見通しを持って粘り強く取り組んだり、協働して学んだりする過程を重視した授業への改善に取り組みます。
- 4 文章の内容や与えられた情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた学習活動を推進します。
- 5 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック^{*7}等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善等に学校全体で取り組みます。
- 6 習熟度別指導やチームティーチングにおける指導のポイントや実践例をまとめた指導資料の活用などにより、少人数指導の質的向上を図ります。

^{*6} 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて考える中で、問題を解決したり、思いを深めたりすること。

^{*7} みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。

- 7 高等学校において、基礎学力の確実な習得を図るため「高校生のための学びの基礎診断^{*8}」等を活用して、継続的な検証・改善に取り組みます。
- 8 日本語指導が必要な外国人児童生徒^{*9}が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。
- 9 日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習内容の理解と定着を図るため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラムを活用した指導に取り組みます。
- 10 外国人の子どもの就学促進に取り組むとともに、将来の自己実現につながるよう、就職や進学に関する情報提供を進めます。
- 11 子どもたちが、人権についての理解と認識を深めることにより、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、人権教育を推進します。
- 12 子どもたちの人権意識や自尊感情を高めるため、学校・家庭・地域が共に協議し、活動する、人権教育推進協議会^{*10}や子ども支援ネットワーク^{*11}等の取組を推進します。
- 13 子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会を充実します。
- 14 子どもたちが、命を大切にする心や、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身につけられるよう、道徳教育を推進します。
- 15 子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を充実します。
- 16 子どもたちが多様な考えや価値観にふれ、想像力や思考力・表現力等を高め、豊かな感性を身につけられるよう、学校・家庭・地域が協力して読書活動を推進します。

^{*8} 「高校生のための学びの基礎診断」：義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組。

^{*9} 外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

^{*10} 人権教育推進協議会：人権尊重の地域づくりをめざし、学校と保護者、地域住民等が連携した取組を推進するため、各県立学校、各中学校区に設置されている。

^{*11} 子ども支援ネットワーク：学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上をめざす取組を行う地域連携の仕組みとして、各中学校区に構築されている。

- 17 学校図書館を活用した授業、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル^{*12}等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組みます。
- 18 子どもたちに豊かな感性・情操を育むとともに、子どもたちが生涯にわたって文化芸術に親しむよう、本物の文化芸術にふれる機会を充実します。
- 19 子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを味わうことなどをおして、体力の向上や生涯にわたって運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
- 20 小中学校において、体力向上の目標設定やその実践を進めるとともに、子どもたちの運動機会を拡充するため「1学校1運動」の取組を推進します。
- 21 「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動運営を推進するとともに、効率的・効果的な部活動指導に向けて、指導者を対象とした研修会を実施します。
- 22 子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材活用に取り組みます。
- 23 全国中学校体育大会等に、子どもたちが「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場で参加することを通じて、感動や達成感を味わえるよう取り組みます。
- 24 将来のトップアスリートを育成するため、関係団体と連携して、優れた才能を持つ子どもたちを発掘し、一貫した強化体制による育成・強化を進めます。
- 25 生涯にわたり心身の健康を自ら管理するとともに、健康で充実した生活を送るために必要な知識と実践力を身につけられるよう、健康教育を推進します。
- 26 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、早期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した教育を充実します。
- 27 子どもたちが将来にわたって健康な生活が送れるよう、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導など、歯と口の健康づくりの取組を推進します。
- 28 がん教育の指導者向け研修会を保健医療関係者と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて考えるがん教育を充実します。

^{*12} ビブリオバトル：（書評合戦）発表者が1人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。

- 29 子どもたちが、妊娠・出産に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフプラン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組めます。
- 30 子どもたちが食の大切さへの理解を深め、望ましい食習慣を身につけられるよう、家庭や生産者等、多様な主体と連携した食育の取組を進めます。

4 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

基本的な取組方向

子どもたちに、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を育成します。

主な取組内容

- 1 子どもたちが、自ら課題を見つけ、学んだ知識や技能を生かして課題解決に取り組む探究的な学びを充実します。
- 2 社会の形成者として権利と責任を感じながら、自ら行動する力を育むため、法や租税、政治などについて、子どもたちの発達段階に応じた主権者教育を推進します。
- 3 成年年齢が18歳となることを見据え、消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けることができるよう、消費者教育を推進します。
- 4 社会の持続的発展に向けた様々な課題について、生徒が自らの問題として捉え、主体的に解決をめざす実践的な活動を推進します。
- 5 子どもたちが環境について地球的視野で自ら考え、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、市町、民間団体等と連携した環境教育を進めます。
- 6 学校等が森林環境教育^{*13}・木育^{*14}に取り組みやすいよう、関係機関と協働して学習のコーディネートを進め、出前授業の実施や指導者間のネットワークづくりに取り組みます。
- 7 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、市町等と連携し、ごみ減量化やリサイクルに関する教育、啓発活動に取り組めます。

^{*13} 森林環境教育：森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める取組。

^{*14} 木育：子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。

- 8 高校生が、地域にある課題や地域の特色ある産業を題材に、地域住民と関わりながら、地域の課題解決に向けて取り組む地域課題解決型キャリア教育を推進します。
- 9 子どもたちが、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるよう、学んだことを記録し蓄積するポートフォリオ等を活用します。
- 10 高校生が、学ぶ意欲と目的を持って進路選択ができるよう、大学と連携したより専門的な学びの機会を創出します。
- 11 高校生が、自ら進路希望や適性に応じて就職し継続して活躍できるよう、学校と関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援に取り組みます。
- 12 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、産業界等と連携して、企業における実習や商品開発等実践的な職業教育を推進します。
- 13 高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。
- 14 高校生の長期留学及び短期留学を支援するとともに、英語によるディスカッションやディベート等をとおして英語で発信する力を向上する取組を推進します。
- 15 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」をバランスよく育成するために、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる機会の拡充に取り組みます。
- 16 子どもたちが、郷土三重への誇りを持って地域や世界で活躍できるよう、郷土に関する教材や伝統文化・伝統工芸にふれる体験活動等をとおして、郷土教育を充実します。
- 17 熊野古道をはじめとする地域の価値や伝統、文化に対する理解を深め、地域に愛着と誇りを持った次世代の育成に取り組みます。
- 18 テクノロジーの進展が著しい時代に生きる素養や、新たな価値を創出する力を高めるため、実社会での課題解決に向けた教科横断的なSTEAM教育^{*15}を推進します。
- 19 子どもたちが論理的に考える力やICTを活用する力を身につけられるよう、計画的なプログラミング教育を充実します。

^{*15} STEAM教育：科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics) 等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- 20 情報活用能力の育成、情報モラル教育などの情報教育を推進するとともに、ＩＣＴを活用したわかりやすい授業の拡充、ＩＣＴ環境の整備等に取り組みます。
- 21 ＡＩ等の先端技術を効果的に活用し、生徒一人ひとりの進度・能力・関心に応じて個別最適化された学習について、研究と実証を進めます。
- 22 子どもたちが、公共交通の意義・役割を理解し、将来にわたって適切に車と公共交通を使い分けるモビリティ・マネジメント力^{*16}の向上を図ります。

^{*16} モビリティ・マネジメント力：交通に関する知識を習得し、活用しながら、人にも社会、環境にもやさしい移動の在り方を探求し、望ましい交通社会の実現に向けて自発的に働きかける能力。(モビリティ・マネジメント教育 唐木清志、藤井聡 編著参照)

5 特別支援教育の推進

基本的な取組方向

障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を行い、自立と社会参画のために必要な力を育成します。

また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をとおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。

主な取組内容

- 1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で支援情報ファイルを活用し、必要な支援情報を確実に引き継ぐよう取り組みます。
- 2 発達障がい児等の支援ツールである「CLM (Check List in Mie) ^{*17}と個別の指導計画」の改良を行い、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。
- 3 発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制づくりを進めます。
- 4 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。
- 5 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場に関する情報提供や相談等、子どもや保護者への就学支援を充実します。
- 6 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、障がいの状況や特性に応じた指導・支援を充実するとともに、合理的配慮^{*18}の提供を進めます。
- 7 全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。

^{*17} CLM (Check List in Mie) : 幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児医療センターあすなろ学園が開発したアセスメントツール。

^{*18} 合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者の権利に関する条約第2条)

- 8 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に尊重し合いながら学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。
- 9 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会でいきいきと生活できるよう、周りの子どもたちや保護者等の特別支援教育にかかる理解を深める取組を進めます。
- 10 高等学校における通級による指導や、病気等により長期入院中の高校生に対するＩＣＴを活用した授業配信等の学習支援に取り組めます。
- 11 特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく生きていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。
- 12 特別支援学校において、早期からの職場実習や、農福連携等を活用した職域拡大を進めるとともに、関係機関と連携し職場への定着支援を充実します。
- 13 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や医療的ケアの実施マニュアルを活用したケアの実施など関係機関と連携して取り組めます。
- 14 特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会の実施など、教職員の専門性の向上に取り組めます。
- 15 三重県立子ども心身発達医療センターと三重県立かがやき特別支援学校において、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い発達障がい支援を行います。
- 16 特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応するため、スクールバスの計画的な配備や更新を進めます。
- 17 施設の狭隘化や個別の教育的ニーズに、地域の実情をふまえ対応していきます。

6 安全で安心な学びの場づくり

基本的な取組方向

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力を育むとともに、いじめや暴力行為の防止に向けた取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備に取り組めます。

主な取組内容

- 1 「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターによる活動やいじめ防止強化月間の取組等を通じて社会総がかりでいじめの防止に取り組めます。
- 2 子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育むとともに、学校全体でいじめ等の解決に取り組めます。
- 3 子どもたちがインターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけるための取組を進めます。
- 4 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。(再掲)
- 5 魅力ある学校・学級づくりや安心して学べる環境づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向け、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。
- 6 進路指導や入学後の教育相談体制の充実により、学校生活・学業不適應による中途退学等の未然防止に取り組むとともに、中途退学等に至った場合の支援を行います。
- 7 いじめや暴力行為等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*19}等による支援に取り組めます。
- 8 いじめや不登校等に悩む子どもたちや保護者を対象とした「いじめ電話相談」や「子ども LINE 相談みえ」など、専門的な教育相談を実施します。

^{*19} スクールソーシャルワーカー：13 ページ参照。

- 9 子どもたちが、自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、学校における防災学習を推進するとともに、家庭や地域と連携した避難訓練などの取組を進めます。
- 10 災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制を整備し早期再開に取り組めます。
- 11 子どもたちを交通事故や不審者事案などから守るため、危険予測・危険回避能力を育成する交通安全・防犯教育を推進します。
- 12 子どもたちが安全に登下校できるよう、スクールガードリーダー^{*20}を配置し、「登下校防犯プラン」等に基づく通学路の合同点検や安全対策に関係機関等が連携して取り組みます。
- 13 「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、発達段階に応じた飲酒運転防止のための教育を実施します。
- 14 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会^{*21}を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。（再掲）
- 15 「児童虐待気づきリスト」の活用等をとおして、子どものＳＯＳを適切に把握できるよう努めます。
- 16 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。
- 17 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、関係機関等との連携を図り、貧困の状況にある子どもへの支援や福祉制度につなげます。
- 18 県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組むとともに、地域における学校等の防災機能の向上に取り組めます。
- 19 県立学校において、普通教室における空調の整備やトイレの洋式化など設備の機能向上に取り組めます。

^{*20} スクールガードリーダー：警察官ＯＢ等に委嘱し、学校の防犯体制および学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者。

^{*21} 要保護児童対策地域協議会：13 ページ参照。

7 地域との協働と信頼される学校づくり

基本的な取組方向

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動を進め、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支えます。また、学校の特色化・魅力化に取り組むとともに、教職員の指導力向上、コンプライアンス意識の確立等に取り組むことで県民から信頼される学校づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール^{*22}の仕組みを活用した保護者や地域の方々が参画する学校運営を促進します。
- 2 地域未来塾等による学習支援や地域住民の知識や経験、技能などを活用した体験活動を充実します。
- 3 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小・中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 4 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習等、高等学校と大学の連携に取り組みます。
- 5 グローバル化や地域の活性化等、新しい時代のニーズに対応した高等学校の教育内容や特色あるコース等の設置について検討を進めます。
- 6 地域の産業や自然・伝統文化に関わる学習や、地域で活躍する人材による指導等、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。

^{*22} コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

- 7 生徒数の減少が見込まれる中で、今後の県立高等学校の望ましい規模と配置の在り方について検討を進め、方向性を示します。
- 8 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を進めます。
- 9 教職員の経験等に応じて、授業力の向上等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組みます。
- 10 教職員のコンプライアンス意識の確立や服務規律の徹底など、教職員による不祥事の根絶に向けた一層の取組を推進します。
- 11 業務の縮減、簡素・効率化や外部人材の活用などにより、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合える時間を確保するなど、意欲的に教育に取り組む環境を作ります。
- 12 個性豊かで多様な教育の場を確保するため、私立学校の特色ある学校づくりおよび健全な学校運営を支援します。

8 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実

基本的な取組方向

県内の高等教育機関の一層の魅力向上と学びの選択肢の拡大に取り組むことにより、高等教育機関の充実を図るとともに、これらの取組を進めることで、三重県で学び、働き、住み活躍する若者の増加につなげていきます。

また、高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につなげていきます。

主な取組内容

- 1 「高等教育コンソーシアムみえ^{*23}」の取組を通じて、県内高等教育機関の魅力向上・充実及び学生の地域活動への参画を図ります。
- 2 県内高等教育機関と県外大学との連携を促進し、共同研究や地域の産業人材の育成などを通じて、県内高等教育機関の魅力向上につなげていきます。
- 3 学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組みます。
- 4 若者の県内定着を促進するため、県内の過疎地域等の指定地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。
- 5 産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野を越えた連携を推進します。
- 6 「おしごと広場みえ」における中小企業・小規模企業の魅力の情報発信や様々な業界の職場見学・体験など、若者と中小企業・小規模企業との一層のマッチングを図ります。
- 7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。

^{*23} 高等教育コンソーシアムみえ：平成28（2016）年3月に、県内の高等教育機関と三重県が、高等教育機関が相互に連携できる体制を構築するため、設立した団体（現在、7大学、4短期大学、3高等専門学校）。

- 8 県外大学に進学した学生を主な対象に、Webを活用して県内企業のインターンシップ情報の充実に取り組みます。
- 9 企業を対象に、インターンシッププログラム等の作成支援を行い、県内企業におけるインターンシップの質的量的拡大を進めます。
- 10 県内高等教育機関に在学する外国人留学生の県内就職の促進のため、座学での就職支援講座と企業見学や就業体験を通して、県内企業とのマッチングに取り組みます。
- 11 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習等、高等学校と大学の連携に取り組みます。(再掲)
- 12 高い専門性と豊かな人間性を備えた教職員の養成および育成のため、三重大学教職大学院をはじめとする教員養成機関との連携・協働を推進します。
- 13 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い看護師等を養成するとともに、地域の医療機関等への貢献活動を行うなど、期待される役割を果たすよう支援します。

9 地域の未来を創る多様な人材の育成

基本的な取組方向

人口減少の進展、人生 100 年時代や Society 5.0 時代の到来による社会の変容がもたらす課題に対応し、地域の活力を維持・発展させていけるよう、地域の活力の源泉である産業人材や農林水産業の担い手、スポーツ人材、文化・芸術人材、人びとの暮らしを根幹から支える医療・介護・福祉人材や防災人材、地域活性化の核となる地域人材等の育成・確保を進めます。

主な取組内容

- 1 社会人向けに航空宇宙産業の製造技術習得を支援するとともに、企業と連携した航空宇宙産業の魅力を感じてもらう取組により将来的な人材育成を進めます。
- 2 三重県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、プラント運営・保守等で必要とされる A I ・ I o T ・ ビッグデータ等を活用できる人材育成を支援します。
- 3 中小企業等において、I C T、I o T 等を活用した生産性向上等の課題解決が進むよう、I o T ワークショップ等により I C T 人材の育成に取り組みます。
- 4 データ活用による社会的課題の解決や新産業の創出が行われる社会が実現するよう、データサイエンティスト^{*24}の育成に取り組みます。
- 5 食関連産業において、商品やサービスに三重の特性を生かした新たな価値を創出できるよう、産学官が連携して、「みえの食」の将来を担う人材の育成に取り組みます。
- 6 ヘルスケア（医療・健康・福祉）分野の製品・サービスに対するニーズの多様化に対応するため、産学官民が連携し、多様な人材の育成・確保に取り組みます。
- 7 観光産業を魅力的な産業とするため、観光産業を担う若年層を中心とした人材の確保・育成に取り組みます。

^{*24} データサイエンティスト：ビッグデータから目的に応じて必要な情報を収集・分析し、ビジネス等の意思決定に活かすことのできる新たな知見や有用性のある事実を提示する技術を有する人材。

- 8 県農業大学校において、県内農業の中核的な役割を担うことができる農業経営者の養成に取り組みます。
- 9 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を整備するとともに、みえ農業版MBA養成塾^{*25}において、若き農業ビジネス人材の育成に取り組みます。
- 10 GAP^{*26}の取組拡大を図るため、認証取得やGAP実践の取組支援、農業大学校での学習の充実に取り組みます。
- 11 新規林業就業者の確保に向け、高校生林業職場体験研修を開催するとともに、みえ森林・林業アカデミー^{*27}において、次代の林業を担う人材の育成に取り組みます。
- 12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾^{*28}の座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実などに取り組みます。
- 13 建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。
- 14 本県選手が国内外の大会で活躍できるよう、関係団体・チーム等による主体的な育成・強化を図るとともに、県内に定着し競技を継続できる環境づくりを進めます。
- 15 本県の競技スポーツを担う人材の育成を行うため、指導者の養成・確保等に取り組みます。
- 16 みえの文化芸術を支える専門人材の育成とともに、文化体験活動などを通じ、次代を担う若い世代の育成や交流を進め、文化をとおして地域の活力を支える人材を育成します。
- 17 医師修学資金貸与者等に三重県地域医療支援センターが策定したキャリア形成プログラムの活用を働きかけ、県内で活躍する若手医師の育成を図ります。

^{*25} みえ農業版MBA養成塾：若き農業ビジネス人材を育成するため、三重大学大学院地域イノベーション学研究科（修士課程）と連携して、三重県農業大学校に開設した新農業コースのこと。

^{*26} GAP：（Good Agricultural Practice、農業生産工程管理）農薬の使い方、土や水などの生産を取り巻く環境、農場の労働者の状況など、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のこと。

^{*27} みえ森林・林業アカデミー：主に林業現場の既就業者を対象に、多様な経営感覚を持ち、中山間地域の活性化を担う人材の育成を目的に、三重県林業研究所内に新たに設置した林業人材育成機関。

^{*28} 漁師塾：若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

- 18 看護職員確保対策検討会の議論をふまえ、「人材確保」「定着促進」「資質向上」「助産師確保」の4つの視点から看護職員の確保や人材育成に取り組みます。
- 19 医療現場の体験実習等により地域医療の魅力を高校生などに対して発信する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催し、地域医療を担う次世代の人材育成を図ります。
- 20 福祉・介護分野の人材確保のため福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修等による人材育成に取り組むとともに、事業者団体等が実施する参入促進等の取組を支援します。
- 21 保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、キャリアアップ研修等を通じて就学前教育・保育の質の向上を図ります。（再掲）
- 22 みえ防災・減災センターにおいて、さまざまな分野で防災・減災対策を担う防災人材を育成するとともに、育成した防災人材の地域での活躍を支援します。
- 23 地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成やネットワーク化に取り組みます。
- 24 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、医療通訳者や災害時におけるサポーターなど、外国人住民を支援する人材の育成に取り組みます。

10 あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり

基本的な取組方向

人生100年時代をより豊かに、生きがいを感じながら暮らすことができるよう、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて自らの人生を設計し、いつでも、どこでも、くり返し学ぶことができ、自己の能力を高め、学んだことを生かして活躍できるよう、リカレント教育などの学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かすことができる環境づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 生涯学習施設において、高等教育機関等との連携や多様な主体の交流、情報発信の充実により、「人生100年時代」を見据え、学びの場や学習成果の活用を創出します。
- 2 地域における社会教育関係者の交流・協働の場を設け、人材育成を図ることにより、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。
- 3 県民が人権課題を主体的に考え持続的に行動していくため、人権に関する知識や情報を届け、多様な学習機会を提供することにより、人権が尊重されるまちづくりを促進します。
- 4 県民のダイバーシティへの理解・共感を促し、行動につながるような多様な機会の提供や情報発信等により、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会を推進します。
- 5 NPO等の基盤強化などに取り組み、県民がNPO活動等を通じて活躍できる環境整備を進めます。
- 6 働く場における女性の活躍を推進するため、トップおよび男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。
- 7 未就業や非正規で働く女性が希望に応じていきいき働けるよう、女性のニーズに合わせた再就職・復職支援に取り組みます。
- 8 女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、学生を対象に就労継続の意識啓発や仕事と育児の両立体験プログラムに取り組みます。

- 9 若者や就職氷河期世代等の非正規雇用者に対して、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップができるよう、能力開発の機会を提供し、正規雇用への転換を促進します。
- 10 若年無業者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーションを活用して、就労体験やセミナー等を実施します。
- 11 津高等技術学校において、学卒者、離転職求職者、在職者等に対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。
- 12 産業界のニーズさらには潜在的ニーズをふまえ、リカレント教育のプログラムを検討し、県内企業の技術者等が幅広く受講できるよう取り組みます。
- 13 働く意欲のある高齢者が、培ってきた知識や能力を発揮し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 14 社会参画意欲の高いシニア世代が、人材が不足している介護職場において活躍していけるよう、就業促進の取組を進めるとともに、環境の整備を図ります。
- 15 障がい者の社会参画を進めるため、障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所^{*29}への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。
- 16 農業分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、農と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化します。
- 17 林業分野での障がい者の就労機会創出に向け、林業事業者と福祉事業所の連携等による苗木生産等の取組や関係事業者への意識啓発を進めます。
- 18 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、福祉事業所等の漁業参入の促進や関係団体への意識啓発に取り組みます。
- 19 障がい者雇用の促進に向けて、ステップアップカフェ^{*30}等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、企業間ネットワークの活動支援などの取組を推進します。

^{*29} 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や障害福祉サービス事業所における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

^{*30} ステップアップカフェ：障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実践的な訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の障がい者が働くことに対する理解を深めていくことをめざして、県が関係機関と連携し設置したレストランカフェ。

- 20 多言語での情報発信、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供することで、文化的背景の異なる人びとが社会参画しやすい環境づくりを進めます。
- 21 外国人の離転職求職者を主な対象者とする職業訓練を実施し、就職・転職を希望する外国人を支援します。
- 22 外国人技能実習生が円滑に技能検定を受検できるよう、三重県職業能力開発協会と協力して、検定委員や相談員等の確保・育成を促進するなど、受検体制を整えます。
- 23 留学生等の外国人材を対象として、座学での就職支援講座と企業見学や就業体験を通して、県内企業とのマッチングに取り組みます。
- 24 大会等で活躍した選手が競技生活を終えた後も指導者等として活躍できるよう、支援を進めます。
- 25 多くの県民が三重とこわか国体・三重とこわか大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持っていただくため、とこわか運動(県民運動)の取組を進めます。
- 26 三重とこわか国体・三重とこわか大会を支える運営ボランティアの募集や情報支援ボランティアの養成等に取り組みます。
- 27 総合型地域スポーツクラブ^{*31}の支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や気運の醸成を図ります。
- 28 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実、確保を図り、スポーツを通じた障がい者の自立と社会参加を促進します。

^{*31} 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

5 「教育への県民力の結集」に向けて

県民力を結集し社会総がかりで教育に取り組むためには、多様な主体それぞれが教育の当事者として、期待される役割を果たしていくことが大切です。

(1)「学校」の役割

◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育むこと

教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、子どもたち一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育みます。

◇地域と協働し、信頼される学校づくりを進めること

家庭・地域との連携が進むよう、日頃の教育活動等に関する情報の積極的な公開や教職員の資質向上等を図り、信頼される学校づくりを進めます。

(※「学校」：幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいう)

(2)「家庭」の役割

◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと

「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図ります。

◇学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと

学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

(3)「地域」の役割

◇社会性や自主性、豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を提供すること

住民やNPO等が連携し、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など、多彩な成長の場を継続的に創出します。

◇学校を支援すること、子育てや家庭教育を応援し支えること

学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。また、今後こうした活動をとおして住民の交流を活性化させ、地域の絆をさらに深めていくという循環につなげます。

(4)「企業等」の役割

◇専門性等を活かし、教育活動に積極的に参画すること

インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性等を活かし教育活動に積極的に参画します。

◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に貢献すること

子育てを支援する職場づくり等の教育環境の改善や、障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に貢献します。

(5)「高等教育機関」の役割

◇地域社会で活躍する人材を輩出すること

教育機能を高め、課題解決能力を身につけた、地域社会で活躍する人材を輩出します。また、学校の魅力向上を図り、三重で学び、働く若者の増加につなげることで、地域の活性化に寄与します。

◇「知」の集積を地域の教育振興に還元すること

地域の教育・医療・防災・産業等の分野において、産学官連携の推進による研究成果である「知」の集積を積極的に社会に還元します。また、出前授業や公開講座などリカレント教育により地域の教育振興を支援します。

(6)「行政」の役割

◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行うこと

誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現することができるよう、一人ひとりの状況に応じた安全・安心で最適な学びの環境を整備・実現します。また、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。

◇「教育への県民力の結集」を促進すること

「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

(7) 県と市町との役割分担

①市町の役割

義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

②県の役割

全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。